パブリックコメントに対する区の考え方

資料2
令和3年度
第5回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

目標1　すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向(1)　DVの根絶と支援体制の充実

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
1	22 23	現状と課題		22ページに掲載している「男女別の暴力に対する認識」のグラフであるが、暴力の項目として「見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」「おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する」など、セクシャルなことに限定している項目がある。しかし、思想や行動を強要することは、セクシャルなことに限らず暴力である。よって、本案に記載のあるセクシャルなことに限定した項目は、表記を変更することを要望する。 ＊原文 なぜ性行為に限定する項目がこんなに多いのでしょうか。というか『見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる』は『見たくないのに宗教的なコンテンツや機関誌を見せる』という視点が欠けてますし、『おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する』は『おどしや暴力によって、意に反して社会運動的な行為を強要する』という視点が欠けています。実際の所、性的な強要よりもこういった『思想・価値観の強要』の方が家庭環境を破壊してるんですよ。ですので『見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる』は『見たくない作品や団体の機関誌を見せたり、又は見せなかったりする』に、『おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する』は『行う義務は無いにも拘らず、おどしや暴力によって、意に反した行動をさせたり、又は行動させなかったりする』に変更すべきです。もしかしたら、下手にDVに当たる行為を性的行動に限定してるから『妻となった者を企業で働いたり学校で学ぶ事を邪魔する価値観』への対策が遅れてるのかもしれません。だとしたら実に罪深い話です。	DVにあたる行為としては、表に示しておりますように、性的暴力だけではなく、精神的暴力、身体的暴力、経済的暴力があります。		男女平等推進センター
2	25	施策の方向の考え方		「DVは児童虐待と密接に関連していることが指摘されているため、関係機関や民間団体等との連携強化を図り、被害者の状況に即した支援をします。」という記載があるが、このように縦割行政ではなく、関係機関との連携を図り被害者支援を行うことを求める。	ご意見のとおり、被害者支援は関係機関の連携強化が必要であることから、「関係機関や民間団体等との連携強化を図り」と記載しております。		男女平等推進センター
3	26	①「区民及び職務関係者に対する啓発の促進」	1「DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進」	被害者だけでなく加害者への支援(加害を繰り返させないプログラム、また治療できるよう医療機関につなぐなど)についても対策と記載を要望する。	DV加害者の再犯防止が検討課題であることは認識していることから、下記のとおり「現状と課題」を修正します。 【修正前】家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があります。 【修正後】家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があり、被害者だけでなく、加害者への対応も課題となっています。	○	男女平等推進センター
4	26		1「DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進」 2「若年層に対する暴力予防教育の強化」	女性に対する暴力は人権侵害としているが、DVの根絶が中心で、性暴力の根絶が真正面から取り上げていないように感じる。性暴力の根絶は取り組むべき重要な課題であり、プランに取り入れ、進めていくべきである。よって、以下のとおり追記をすることを要望する。 ①事業番号1の事業名への追記 追記前:「DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進」 追記後:「DV・ストーカー行為・**性の対象とする等の暴力**の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進」 ②事業番号2の事業の内容への追記 追記前:「将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVについて」 追記後:「将来のDVや**性加害**、児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDV、**性的同意**について」	性暴力の根絶については、施策の方向「(2)性と生に関する健康支援」及び「(3)多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」における取組みとしています。		男女平等推進センター
5	27	②「早期相談・早期発見体制の充実」	4「女性のための相談窓口の充実」	事業の内容が、女性被害者に対する取組みのみで、男性被害者を軽視していると感じる。DVの被害者に性別などは関係ないため、被害者を性別でくくるのではなく「配偶者」と規定し体制を整えるべきと考える。	男性被害者の支援については、「事業番号5相談窓口の機能強化」に含まれています。		男女平等推進センター
6	29	④「被害者の自立支援」	12「被害者の子どもへの支援」 13「関係課の連携による一貫した支援」	豊島区内でも保育士による子どもへの性犯罪が発生している。子どもに関わる職業の場合は、過去に虐待やわいせつ行為等によって刑事罰、保護処分、懲戒処分を受けた者について区がデータベースを作成、あるいは都や国にその作成を働きかけ、保育施設職員の採用の際には照会に応じるなどして、保育施設等職員に不適切な者が採用されることを防止する体制の整備を要望する。	厚生労働省の検討会では、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化や、保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設などに向けて、早急に既存の仕組みの見直しなどが提言されました。国では、次期通常国会での法案提出を目指して作業を進めているとの報道もあります。区としては国の動向を注視してまいります。		保育課

施策の方向（2） 性と生に関する健康支援

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
7	30	施策の方向		「性と生に関する健康支援」という施策の方向のタイトルに「生殖」を入れないと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に基づいていることが、伝わらないため、追記を要望する。昨今の人工妊娠中絶件数の増加を鑑みると、予期せぬ妊娠は喫緊の課題であり、自分で産む産まないを決めることができる権利があることを伝えるため、「生殖」は抜かすことはできないと考える。現在のプラン案では、更年期や乳がんなど性差やライフステージに応じた様々な健康づくりのみの施策になってしまう。	当該施策では条例の理念を踏まえ、生殖も含めた「性」と「心身の健康」について記載しているため、追記はいたしません。		男女平等推進センター
8	30	現状と課題		リプロダクティブ・ヘルス／ライツは「第二の優生思想」となっているきらいがある。再検討を要望する。 ＊原文 本来なら『その当事者の価値観で決められる物』である筈なのですが、どうもここ十数年の間で民族改良主義や純潔主義が混ざり込んで『第二の優生思想』と化しているようです。ですので一旦リプロダクティブ・ヘルス／ライツの再検討をして頂けないでしょうか。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツは男女共同参画推進に係る重要な人権の1つであると考えるため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
9	32	施策の方向の考え方		包括的性教育の実現を期待している。	包括的性教育を踏まえた「性と生に関する健康支援」を行ってまいります。		男女平等推進センター
10	33	⑥「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援」	-	女性の性である生理・更年期も個人的なものではなく、社会的な問題として取り組むことを要望する。	「生理の貧困」等の社会問題も含めて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と支援を推進していきます。		男女平等推進センター
11	33		17「エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施」	所管課に「エイズ知ろう館」を入れることを要望する。今後もエイズ知ろう館を大事にし、消滅させないためにも所管課の1つとして掲載するべきと考える。	「エイズ知ろう館」は所管課ではなく、エイズを学ぶスペースを指しているため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
12	33		18「性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発」	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発は男女平等推進センターも実施しているため、所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考える。	ご意見を踏まえて、「事業番号⑱　性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発」の所管課に、「男女平等推進センター」を記載いたします。	○	男女平等推進センター
13	33			所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考える。			男女平等推進センター
14	33			区民の意識啓発や広報、相談窓口などのために、所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考える。			男女平等推進センター
15	33		19「学校における性教育の充実」	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発は大変重要なので、義務教育機関での性教育の実施を希望する。	現在、区内小中学校においては、学習指導要領に従い、児童・生徒や地域の実態を踏まえ、性教育の全体計画を作成し、継続した指導を行っています。 包括的な性教育の実践を踏まえ、全ての子どもに対して、人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる教育をより一層、推進していきます。		指導課
16	33			学校においては、試験的に2021年度からスタートした「生命の安全教育」は、学習指導要領に体系的に整えられていず、「包括的性教育」とは言えず、学校における性教育は不十分であると考える。 男女平等推進センターでは性教育の講座を開催しているが、このように学校という場所にこだわらず、保護者、子供向け等の性教育講座を実施していくことは可能である。「学校における」という文言の変更と、所管課に男女平等推進センターを追加することを要望する。	学校における性教育を充実していくとともに、「事業番号⑱　性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発」の所管課に、「男女平等推進センター」を記載いたします。	○	男女平等推進センター
17	33	コラム		コラムの「紅茶と同意」は大変参考になった。	今後も各種資料を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と支援を行ってまいります。		男女平等推進センター

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
18	33	コラム		コラムの「紅茶と同意」は、文化圏によっては「生殖以外の性交渉を自発的にやめさせる為の理論」という個人を抑圧する理論になる可能性があるため、留意してほしい。 ＊「女性は性交渉を出来るだけ避けなければならない。また自ら望んではならない。それはその行為で産まれて来る筈の子に対する母の義務だからだ」と考える文化圏がある。 ＊原文 『紅茶と同意』の話は、文化圏によっては『生殖以外の性交渉を自発的にやめさせる為の理論』という『個人を抑圧する理論』になる可能性がある非常に取り扱いに注意せねばならない理論なんです。例えば『女性は性交渉を出来るだけ避けなければならない。また自ら望んではならない。それはその行為で産まれて来る筈の子に対する母の義務だからだ』という文化圏では確実に『望んでいるが生殖目的でない性交渉』の抑圧と『これらの人々を社会が扶養することは、健全な国民の負担を増すものである』という、全米家族計画連盟の創設者であり日本の優生保護法の強制断種条項に大いに影響を与えたマーガレット・ヒギンズ・サンガーの理論を理由とした『貧困層の子に対する福祉の停止』に向かうからです。ちなみにアイルランドではそれがさらに過激化し、未婚の母や性犯罪の被害者果ては「男がお前に（女性）に色目をつけたのはお前が誘惑したからだろう。だからお前は施設で贖罪しなくてはならない」と言ってこれら『実際には罪が無い女性』を強制収容して贖罪という名の強制労働と虐待を受けさせるという事がありました。恐ろしい事に、これにはアイルランド政府の関与もあったとの事です。尚、このような事が起きた背景にはアイルランドの法律に1908年に成立した子供法の37条で体罰が容認されていたのと、聖書のテモテへの第一の手紙の二章9に『また、女はつつましい身なりをし、適度に慎み深く身を飾るべきであって、髪を編んだり、金や真珠をつけたり、高価な着物を着たりしてはいけない。』同二章14に『またアダムは惑わされなかったが、女は惑わされて、あやまちを犯した。（結果イブはアダムを唆して禁断に実を食べさせた。）』という意味の事が書いてあるからのようです。ただ、1996年までにその施設は全て閉鎖され、そして2015年に成立した子どもファースト法により、体罰は完全に禁止になったとの事です。	ご意見として承ります。		男女平等推進センター
19	34	⑦「生涯を通じた健康づくりの推進」	21「性差を考慮した保健サービスの充実」	性差を全く意識しない、理解しようとしていない男性社会の長い歴史の中、医学・医療は男性の科学者、医者、医療関係者によって築かれてきている。今年のエポック10フェスタのメインイベントとして「性差の医療」の第一人者である天野恵子氏の話を聞く機会があり、所管課では取り上げたことがない事業であった。今後、この視点からの施策の推進を要望する。	性差を考慮しながら、「生涯を通じた健康づくりの推進」に努めてまいります。		男女平等推進センター
20	34		23「心身の健康の推進」	近代以降、多くの化学物質が開発され、製造、製品化、使用を経て、廃棄されてきている。様々な化学物質は、自然界の様々な人類社会的場面に使われ、エコロジー循環として人類の体内に取り込まれている。体内に取り込まれた有害化学物質は様々な影響をリプロダクティブ・ヘルスに及ぼしており、特に女性の五感への影響は男性に比べて大きい。又、体内に取り込まれた有害化学物質は次世代にも影響し、特に、母体を通しての影響は、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを侵害している。その事実はカネミ油症被害者が証明している。人類はこのエビデンスに学び、施策に取り入れる事を要望する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も取り入れた「生涯を通じた健康づくりの推進」に努めてまいります。		男女平等推進センター
21	34			家庭、地域は高齢社会になっており、特に5人に1人が認知症という高齢者の多い日々の中、男女が互いに性差を十分に理解し合い、心身の健康状態に対する健康講座・教室が必要と痛感する。しかし、施策としてほとんど取り上げられておらず、その必要性の認識さえも感じられない。高齢者施設や高齢者に深く関わっている関係者に、この視点からの意見交換の機会を設け、施策に活かせる内容を検討し、具体的な事業実施を要望する。	認知症施策の中で、認知症サポーター養成講座や、認知症地域支援講座、認知症カフェの補助等を実施しております。また、年に3回実施する認知症施策推進会議において、医療保健福祉の関係職種の方に、施策の評価や、施策立案へのご意見をいただいています。今後もさらに、認知症施策に対する普及啓発を推進してまいります。		高齢者福祉課
22	34	コラム		「生理の貧困」対策のひとつとして豊島区が行っている生理用品の配布は、施設数やアプリをダウンロードしないと使えないなど問題はあるが、良い取り組みだと考える。今後はこれから生理が始まる年齢の児童、生徒が通う小中学校・学童・中高生センターなどで学ぶ機会をつくり、未成年のうちから社会全体の課題であることを周知するよう求める。	学校教育においては、主に、保健体育科の授業を中心に、性に関する基礎的・基本的な内容を子どもに指導しています。学校での実践を基に、学校と家庭がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えており、学校だより等による周知、養護教諭やスクールカウンセラーによる声かけを行っております。 また、学童クラブ（子どもスキップ）においても、今後、社会の課題について学ぶ機会を積極的に設けてまいります。 中高生センターにおいては、NPOの出張相談を隔月で実施しています。看護師や助産師が来館し中高生に対し生理や性について指導・教育を行い、必要な正しい知識を知る機会となっています。		指導課・放課後対策課・子ども若者課

施策の方向(3) 多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
23	37	施策の方向の考え方		「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とはどのような内容を指すのかが分かりづらいと感じる。	「女性の人権を侵害する性表現」は性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報を想定していますが、あいまいな文言であるため、削除します。また、「人権尊重のためのメディア・リテラシー」については、ジェンダー平等の視点が重要であるため、下記のとおり修正します。 【修正前】子どもを含め、情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図るとともに、女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります。 【修正後】ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもも含め、インターネット、SNSをはじめとする様々なメディアからの情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図ります。	○	男女平等推進センター
24	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」の定義が不明である。また、違法ではない表現に対してまで行政が対応する必要性はないと考える。(国の第5次男女共同参画基本計画原案でも「不適切な性・暴力表現」とあったがパブコメなどでの指摘を受け「違法な性・暴力表現」と変更になった。)			男女平等推進センター
25	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害した」という判断において客観性が重要になると考える。憲法で表現の自由が保障されている以上、表現者や消費者の権利を軽視することはあってはならないことである。不快な表現があったとしても情報の受け手がスルーするスキルを身につける等、表現を規制するのではなく創作物の付き合い方を学ぶ方が有意義であると考える。			男女平等推進センター
26	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とは具体的に何を指すのかが明らかになっていない。例えば、これらの表現には実在しない人物は含まれないことを明示するべきである。なお、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、素案では「不適切な性・暴力表現の防止」だったところ、弊会からのパブコメの指摘等を受け、閣議決定の段階では「違法な性・暴力表現の流通等の防止」と表現の自由などの観点から規制される表現の範囲が大幅に縮小されており、この閣議決定に倣うべきである。			男女平等推進センター
27	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とはどのようなものを指すのか具体的かつ明確に表記すべきと考える。一方、実在する人物の権利は守られるべきなので「実在する人物の権利の侵害に当たる違法な表現」と言ったように範囲を限定すべきである。			男女平等推進センター
28	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とはどのようなものを指すのか。「創作物に対して行政が何らかの干渉をする」とも読み取れ、表現の自由に反する表記であると考える。 ＊原文 女性の人権を侵害する表現って具体的に何ですか?創作物でならそのようなものはあるでしょうが街を歩いていてそのような表現ってありますか?それとも創作物に対して行政が何らかの干渉をしたいって話ですか?レーティングなどの自主規制がされている中で干渉するのは表現の自由に反すると思うのですがいかがでしょう?			男女平等推進センター
29	37			『「性の商品化」のないまち』という文言が、合法的な性風俗まで否定するという印象を与えると感じる。			男女平等推進センター
30	37			『「性の商品化」のないまち』はセックスワーカーの人達を否定しており、職業差別であると考える。無理矢理に性的な仕事を強制させられることは重大な問題であるが、自ら職業選択をしてセックスワーカーになっている方を、豊島区は否定していると読み取れる。記載の変更を要望する。	「性の商品化」は用語解説で「主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。」と定義します。一方、「施策の方向の考え方」においてはその一部である性犯罪や、売買春・人身取引に限定することから、下記のとおり修正します。 【修正前】性犯罪や「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。 【修正後】性犯罪や、売買春・人身取引といった「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。	○	男女平等推進センター
31	37			「性の商品化」がなぜいけないのか不明である。男性であれ女性であれ、性的魅力を生かしている人や作品は存在しており、それらは憲法で保障された表現の自由や幸福追求権として尊重されるべきと考える。			男女平等推進センター
32	37			何が「性の商品化」になるのか、客観的な検証が重要になると考える。憲法で表現の自由が保障されている以上、表現者や消費者の権利を軽視することはあってはならないことである。当該記載は、日本のアニメやゲーム、漫画などの文化を衰退させるリスクがあると考える。			男女平等推進センター
33	37			表現規制にならないように要望する。特に現実に被害を受けている実在人物が居ないにもかかわらず、規制されることがないように求める。			男女平等推進センター

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
34	37	施策の方向の考え方		『性の商品化』という概念は一度廃止すべきと考える。なぜなら一部のフェミニズム系人権団体による「暴排運動における対行政暴力や民暴と看做せる事件」を多発しているためである。 そもそもなぜ「自身の身体を誇る」という事が「性の商品化」ひいては「他人への人権侵害」に繋がるのか不明である。「つつましい身なりをし、適度に慎み深く身を飾るべき」という思想を強要されていると感じる。 ＊原文 『性の商品化』という概念は一度廃止すべきです。なぜならこの概念を用いてフェミニズム系人権団体が『胸が大きいモデルに対し、胸が大きい事を理由にして中傷し、作品を撤去させたり減胸手術を強要する』とか『その者の（女優等としての）正式な衣装を理由に中傷して活躍の場を破壊する』といった『暴排運動における対行政暴力や民暴と看做せる事件』が多発しているからです。尚カメルーンをはじめ西・中央アフリカでは『ブレストアイロニング』という『焼けた石で胸を焼いて胸が大きくならないようにする』という民間診療モドキが多数行われています。『性の商品化の助長』を理由とした人権団体による胸が大きい者への中傷とブレストアイロニング、これ等の間にどれだけの差があるというのでしょうか。むしろ両者に『正義』はあるのでしょうか。『他人の身体を否定する』というこれらの行為が！そもそもなぜ『自身の身体を誇る』という事が『性の商品化』ひいては『他人への人権侵害』に繋がるのでしょうか。なぜ『つつましい身なりをし、適度に慎み深く身を飾るべき』という思想を強要され、自身の身体、ひいては『存在そのもの』を世間から隠させられるのでしょうか。日本の子供は外国の子に比べて自己肯定感が低いという調査結果があります。その原因の一つが『自身の身体を誇ったり魅力を表に出す事が叩かれる社会』ではないでしょうか。「この自分の身体は『表』に出してはいけない穢れたモノ。」という意識がどれだけその者を苦しめるか、その事をよく考えて下さい。	●「用語解説」で説明している「性の商品化」は一般的な概念と認識しています。しかし、「性の商品化」がもたらす影響の記載については、用語の内容や意味を超えるものであるため、下記のとおり修正します。 【修正前】主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生み出す土壌となっている。 【修正後】主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。（削除） ●「施策の方向の考え方」においては、「性の商品化」の一部である性犯罪や、売買春・人身取引に限定することから、下記のとおり修正します。 【修正前】性犯罪や「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。 【修正後】性犯罪や、売買春・人身取引といった「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。 ●施策⑨「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」についても、同様の考え方から、下記のとおり修正します。 【修正前】施策⑨性の商品化・売買春のないまちづくりの推進 【修正後】施策⑨売買春・人身取引のないまちづくりの推進	○	男女平等推進センター
35	37			「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」や、『「性の商品化」のないまちを目指した整備』については、性表現が何をもって女性の人権を侵害するのか、性の商品化とは、についてなんら具体的な説明や根拠が提示されていない。更にこの考え方に立脚した上での事業番号26に関しては、セックスワーカーに対する著しい差別的発想とも取れる内容であり、このように大まかな表現では、悪戯に区民の自由権を雰囲気や自主規制によって束縛しようとする意志すら感じられる。 　具体的な説明を付記できないならば、「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」、『「性の商品化」の文言削除、事業番号26については性被害の実情に見合った施策に改めることを要望する。	●「女性の人権を侵害する性表現」は性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報を想定していますが、あいまいな文言であるため、削除します。また、「人権尊重のためのメディア・リテラシー」については、ジェンダー平等の視点が重要であるため、下記のとおり修正します。 【修正前】子どもを含め、情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図るとともに、女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります。 【修正後】ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもも含め、インターネット、SNSをはじめとする様々なメディアからの情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図ります。 ●「性の商品化」については、「番号34」の「区の考え方」のとおりに修正します。 ●性風俗特殊営業の抑制については住民からの意見・要望を受け、また地域の特性をふまえ、一部の地域において風俗営業等の用途および屋外広告物の表示・掲出を禁止しております。 事業番号㉖は事業内容に沿ったよりわかりやすい表現にするため、下記のとおり修正します。 【修正前】性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。 【修正後】一部地域における性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や、売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。	○	男女平等推進センター

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
36	38	⑧「メディア・リテラシーの向上」	24「区の刊行物及び区ホームページへの男女平等の視点の導入」	事業の内容で「広報等を行う際に男女平等に配慮した内容や表現にするためのガイドラインに基づき広報等が実施されるよう周知を図ります。」という記載があるが、「表現に困った際は参考として提供する」と記載を変更することを要望する。	当該ガイドラインは、区が発行する刊行物やホームページ作成の際の指針のため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
37	38		25「人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成」	「メディア上での性暴力等の有害情報」という記載があるが、何をもって有害情報に当たるかが不明である。	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における有害情報を想定しているため、同法律に従って以下のとおり修正いたします。 【修正前】メディア上の性暴力等の有害情報 【修正後】メディア上の性暴力等の青少年有害情報	○	男女平等推進センター
38	38			行政が一方的に「有害情報」と決めることがないよう求める。 ＊原文 行政や各種団体が一方的に有害だと決めつける、又は決めつけられるような事はしないで下さい。明治維新前は、例え売春の結果生まれた子であっても地域の人は婚姻関係の父母から生まれた子と同じ様に接してましたが、維新後の女性団体はそのような地域を『情けない限りだ』と批判し、その地域の価値観を改め『非嫡出子と嫡出子を同等に扱う事が無いように』する為に活動しました。そして、全米家族計画連盟の創設者であり日本の優生保護法の強制断種条項に大いに影響を与えたマーガレット・ヒギンズ・サンガーは『貧困者は常に大家族で、生まれてくる子どもの多くは病身であり知能が低く、その多くは犯罪者となる』とし慈善事業を否定し、あろう事か『そもそも劣った親を持つ事になる子は生まれない方が幸せなのだ』と主張しました。これが戦後、優生保護法という形で実現してしまったのはご承知でしょう。そして同性愛に関わる価値観。これなんか本当にここ二十年位で価値観が反転しています。最も、以前の反同性愛的価値観も又、開国後のキリスト教の影響で反転して出来た価値観なんですがね。このように特定の情報を、行政や団体が『有害な情報』と固定するのは実に危険極まりないのです。	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における有害情報を想定しているため、同法律に従って以下のとおり修正いたします。 【修正前】メディア上の性暴力等の有害情報 【修正後】メディア上の性暴力等の青少年有害情報 なお、同法律では施策の推進について「民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれをを尊重する」こととしています。そのため、自治体が「青少年有害情報」について個別にその該当性を判断することはありません。	○	男女平等推進センター
39	38			「メディア上の性暴力等の有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために」という記載があるが、各家庭でフィルタリングを行えば解決できる課題であり、行政の施策とするべきなのか疑問である。	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策の策定は地方公共団体の責務となっていますので、修正はいたしません。		男女平等推進センター
40	38			情報が子どもに有害であることが、すなわち人権侵害に該当し、男女共同参画の推進の妨げとなるわけではない。青少年健全育成の議論と男女共同参画の議論は分けて行われるべきであり、この施策では、子どもに有害な情報であることが男女共同参画の妨げになると読み取られかねず、修正するべきと考える。	青少年有害情報がすなわち人権侵害に該当する訳ではありませんが、人権侵害や男女共同参画の推進を妨げる要因の1つになる恐れがあるため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
41	38			情報が子どもに有害であることが、すなわち人権侵害に該当し、男女共同参画の推進の妨げとなるわけではない。青少年健全育成の議論と男女共同参画の議論とで分けて行われるべきである。			男女平等推進センター

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
42	38	⑨「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」	-	豊島区内でも歓楽街では日々「性を商品化」した商業施設の看板や、大音量で風俗業などの仕事を斡旋するトラックが走っているため、規制を要望する。また特に未成年が性被害や性の搾取がされないよう、教育や支援・フォローできる仕組みづくりを求める。	豊島区では「地区計画」という地域ごとの街づくりのルールを策定し、地域特性に応じた用途や看板等の規制を行っています。 風俗業が集積する池袋駅周辺においては、人々が多く往来する主要な道路に面して性風俗に関する店舗や看板を新設することを制限しています。今後も街の状況に応じて適切な規制等を定め、安全・安心のまちづくりに努めて参ります。 また、当該トラック等に対する規制は直ちに致しかねますが、区としましては警察署と連携し性被害や性の搾取のない環境づくりに取り組んでまいります。 また、学校においては、安全教育の年間計画に基づき、地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動する児童・生徒を育成してまいります。		都市計画課・治安対策担当課長・指導課
43	38		26「売買春のない安全・安心なまちづくりの推進」	「性の商品化・売買春のないまちづくり」も大変、重要な施策だと感じる。居場所のない少女たちが性買春に飲み込まれてないか、住民、行政が注視していく責任があると考える。また、性風俗特殊営業の抑制をどこまで、どのように行ったか区民として注目していきたい。	地区計画の活用や地域ぐるみの運動等により意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。		男女平等推進センター
44	38			性風俗特殊営業の抑制ではなく、違法な営業、もしくは侵害行為に当たるケースがあった場合に限り、対処するべきではないかと考える。	地区計画とは、地区の課題や特徴をふまえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。性風俗特殊営業の抑制については住民からの意見・要望を受け、また地域の特性をふまえ、一部の地域において風俗営業等の用途および屋外広告物の表示・掲出を禁止しております。 また、地域ぐるみの運動の内容についても、事業内容に沿った、よりわかりやすい表現にするため、下記のとおり修正します。 【修正前】性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。 【修正後】一部地域における性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や、売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。		都市計画課
45	38			「事業の内容」に『性風俗特殊営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い』という記載があるが、この表現は職業差別を助長する表現だと感じる。記載の削除を要望する。		○	治安対策担当課長 都市計画課
46	39	⑩「生活上の様々な困難を抱える人々への対応」	-	施策番号10「生活上の様々な困難を抱える人々への対応」の事業に、外国人女性への支援も盛り込むことを要望する。	外国人女性への支援については、施策⑩「生活上の様々な困難を抱える人々への対応」事業㉚「働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援」の内容に包含されるため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
47	39		28「高齢者が安心して暮らせる環境整備」 29「障害者が安心して暮らせる環境整備」 30「働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援」	「協働のまちづくりに関する区民意識調査」において「高齢者や障害者、生活困窮者等が、必要な支援を受けながら安心して日常生活を送ることができる」の割合で、「どちらかというとそう思う」の割合が16.3%と低く驚愕した。指標の目標値が2026年度で20%となっているが、もっと大きな計画目標と予算をかけることを要望する。 また、道路拡張により転居しなくてはならなくなった高齢者が「年齢が高いとアパートを貸してもらえない」と言っているのを近所でよく耳にする。長く住み慣れた住居から変わるだけでなく、新たな住まいを見つけることも困難にならないよう、区営住宅や高齢・障害者が安心して住める住宅を増やすなど対策を要望する。	指標については、経年の伸び率を勘案して、現実的に達成可能な数値を目標として設定いたしました。 豊島区では、高齢者や障害者等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進に取り組んでおり、今後も高齢者や障害者の方が安心して暮らせる住まいの提供に努めてまいります。		住宅課

目標2　あらゆる分野で女性が輝けるまち

施策の方向(4)　働く場における男女平等の推進

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
48	40	目標		女性活躍推進計画を「あらゆる分野で女性が輝けるまち」として目標を掲げたことを高く評価する。政府の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、女性を経済的な労働力としてだけで見ていた印象がある。豊島区では、労働力だけでなく、あらゆる場面で女性が活躍でき、女性が輝けるまちとして施策を推進してほしい。	職業生活に限定せず、今後も「あらゆる分野で女性が輝けるまち」を目指した施策を推進していきます。		男女平等推進センター

施策の方向(5)　家庭生活と仕事の両立支援

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
49	47	指標		指標で「子どもスキップの待機児童数」が現状値0人で目標値も0人である。本件項目を指標とする意味があるか疑問である。子どもスキップは学童保育に入れなかった児童は全て希望すれば受け入れるというもので、待機児童というのは0人であることが当然である。	当該指標は「豊島区子ども計画」においても指標として設定されているものです。指標は数値で計れるものでなくてはならず、また、待機児童ゼロを継続することを目標にすることは、家庭と仕事の両立支援にふさわしいと考えるため、修正はいたしません。		男女平等推進センター
50	47			指標で「子どもスキップの待機児童数」が現状値0人で目標値も0人である。全児童クラブであるのに、待機児童数0人を目標とする意味が不明である。			男女平等推進センター
51	49		-	中学生以下の入院費を含めた医療費の完全無料化を都や国に働きかけるよう求める。 ＊原文 これは都の担当になる話ですが、中学生以下の入院費を含めた医療費の完全無料化を行い、どんな家庭の子でも『何かあったら保育所や学校が親に連絡せずに病院に連れていける体制』を作って『病気になった子供を迎えに行けるかどうかが求職時の最低条件』という現状を変えるべきです。都がやってる義務教育就学児医療費の助成は『収入に対する仕事上どうしても必要な経費が多いなど、どうしても健康保険料を払えない家庭の子』には適用されないんですよ。実際いますよ、元受けに叩かれて年商七千万・年収百万ってフリーランスが。材料代と交通費でこの状態だそうです。子供は親を選べない、という法則上、子供に対する医療は親に状態に関わらず保障されなくてはなりません。『貧困者は常に大家族で、生まれてくる子どもの多くは病身であり知能が低く、その多くは犯罪者となる』ので『これらの人々を社会が扶養することは、健全な国民の負担を増すものである』という、全米家族計画連盟の創設者であり日本の優生保護法の強制断種条項に大いに影響を与えたマーガレット・ヒギンズ・サンガーのような思想で誰が幸せになるというのでしょうか。豊島区さんの方からも、都や国に働きかけて頂けないでしょうか。	子どもの医療費助成は、現状では各区市町村で実施している制度であることから、対象年齢や所得制限等が自治体により異なるため、区としても国の制度として統一的な医療費助成制度を創設するように全国市長会要望等でも意見を出しているところです。また、今回いただいているご意見は、健康保険の状況に関わらず子どもの医療費の無料化を求めるという趣旨と認識しております。こちらについては、現状の国民皆保険制度の考え方から外れるものになるため、区としても実現の可能性を整理したうえで働きかけの実施を検討していきます。		子育て支援課
52	49	⑯「育児と仕事を両立させるための環境整備の推進」	43「保育所の運営・整備」	保育園への入園について、現在はコロナ禍もあり、待機児童数も減っているが、コロナ以前は4月入園でないと特に育休明け1歳児クラスへの入園はとても厳しい状態であった。子どもが何月に生まれても、育児休業を取った後でも、希望する月に、希望する園に入園できるような対策の実施を要望する。 また、突然に保育園が閉園することがあり、ある保育園は閉園の知らせを保護者へ行ったのが1か月前であった。私立保育園が毎年増え、待機児童数が減っていることは良いことだが、経営状況の悪化により突然閉園されると、安心して子どもを預けることができない。豊島区は区立保育園数を減らし、民営化を進めているが、保育園は地域の子育て支援も担っているため、地域で長く運営する保育園が必要であり、コロナ禍や今後起きる災害も見据え、計画の見直しを行い、区立園の増設を要望する。	令和4年度に新規開設する私立園が3園あり、1歳児クラスの定員数は36増加いたします。また、1歳児クラス全体の欠員は毎月50人を超過しており、4月入園でなくとも入所可能な状況です。 区立保育園については現在、3園の民営化を進めており、令和3年4月に1園が完了したところです。この間、保育を取り巻く状況について大きな変化はなく、急な私立保育園の閉園といったことも起きておらず、見直しの必要がないことから、引き続き残る2園についても民営化を進めてまいります。 なお、区立園の増設については計画しておりません。		保育政策担当課長
53	49		44「病児・病後児保育・休日保育事業の充実」	豊島区内の「病後児保育」は4か所のみ、しかも1日10名までしか預けられない。遠い病後児保育に子どもを連れて行くのはとっても大変な上、子どもにも大きな負担がかかる。仕事を休めない、他に看てもらえる人がいないなど預ける保護者の事情も様々であるため、各地域に「病後児保育」を設け、1日の受入れ人数も増やすことを要望する。	いただいたご意見のとおり、「病後児保育」は区内で4か所、1日あたり10名の定員で実施しておりますが、現在のところ需要が伸びていない状況です。 需要と供給のバランスを鑑み、「病後児保育」の拡大を検討してまいります。		保育政策担当課長
54	49		45「子どもスキップの運営」	豊島区内の「学童クラブ」は待機児童が出ていないのは良いことだが、ほとんどの学童が大規模化になり、一人ひとりの個性や育ちに合わせた対応が難しい状況である。静かに過ごしたい時、誰かに相談したい時など、ゆっくり落ち着けるような居場所の確保と指導員の増員を要望する。 また、保育園卒園(3/31)から学童利用(4/1)になる入学式前の春休み期間中は、就学で不安の大きい新1年生だけでも、おやつの時間を17:00過ぎではなく、15:00頃に提供することを要望する。	各学校と協議し、ゆっくり落ち着けるような居場所の確保に努めるとともに、関係部局と指導員の増員を協議してまいります。また、間食については、現在17時以降の保育利用者で希望される方のみを対象としております。 間食提供は感染症対策、アレルギー・食中毒等への配慮が伴う為、特に「新一年生」に限ったとしても、新年度当初の繰り上げ実施は万全を期すことが難しいこと等から、児童の遊びや生活の流れ、間食を提供する時間や内容を考慮し、17時に提供をしており、現在のところ変更の予定はございません。		放課後対策課

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
55	49	⑰「介護を支える環境整備の推進」	47「安心して介護できる体制づくり」	介護休暇の取得の推進だけでなく、要介護者の負担を軽減する施策の推進を求める。昨今の未婚社会で「子供がいない要介護者」への支援が課題であると考える。要介護者が自由に、負担なく介護施設や集客施設に行ける交通施策や商業・観光政策の推進、家族に頼らなくとも介護を受けられる環境の整備を要望する。 ＊原文 これは『介護休暇を取らせるのではなく、介護施設を使えるようにする』でないと無理だという事が判明しています。なぜなら、育児休暇は最長でも4年で終わりますが介護休暇は10年20年というのがあり得るからです。60代で要介護2になり80代で亡くなる、というのはよくある事ですからね。これでは介護者はもとより企業の方も困るのではないでしょうか。また、介護という『家事』自体が『介護職』という専門職種を生み出すだけの『労働』と考えると、会社で8時間仕事した後に介護というのはほぼ不可能と判断すべきでしょう。というか、介護職の人が家に帰って家族の介護、というのはある意味『24時間労働』となるのではないでしょうか。ですので『要介護者が自由に、そして苦労無く介護施設や集客施設に行ける交通行政や商業・観光政策の推進』でもって『家族が介護しなくても何とかなる豊島区』を目指すべきではないでしょうか。そもそも、昨今の未婚社会で『子供がいない要介護者』が沢山出るのは決定されてるのですからね。『親族の介護休暇に頼れない要介護者』の存在を今の内から想定に入れて施策を勧めた方がいいと考えます。	要介護高齢者の利便性の向上や家族介護者の負担軽減に資するよう、引き続き、在宅生活の継続を支えるための在宅サービスや住み慣れた地域で安心して暮らすための施設サービスなど、介護サービスの充実を図ります。		福祉総務課

施策の方向(6) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
56	50	コラム		コラム欄にてジェンダーギャップ指数を挙げて、日本は女性の社会進出について世界に遅れを取っていると例示しているが、不適切な記載であると考える。本件指数は、健康と生存、教育達成度の項目にあっては男女の乖離率が大きくかつ女性が上回っていればポイントが高くなるが、男女共に差があまり無く長寿であり高校・大学の進学率も高い日本の状況ではポイントが下がる時点で、既に基準・指標として機能しない。更に日本は一元主義型議院内閣制であるのに対しアイスランドは二元主義型議員内閣制と政治体制が違うにもかかわらず、算出法では二元主義型議員内閣制の特徴である大統領と首相の任期を合算して計算するため、比較対象としてはあまりに公平ではない。また、アイスランドは漁業が主幹産業であり多くの男性が大学進学よりも漁師を目指すのに対し、女性は大学へ進学し企業の管理者や経営者になることが多いため、そもそも日本と産業構造が違うことにも考慮する必要がある。よって、これらを考慮せず単に数値や順位だけであたかも「日本は立ち遅れている」ようにみせる本件コラムは不適当と考える。また、国連開発計画によるジェンダー不平等指数など他の調査も参考にすべきである。	ご意見として承ります。		男女平等推進センター
57	53	⑱「政策・方針決定の場への女性の積極的な登用」	49「審議会における女性参画の推進」	審議会における委員の構成について、数値上だけで男女平等を図ろうとすることは不適当であり、この数値に囚われて審議会の人選の幅が狭まると考える。審議会の人選はより幅広い見地で行われることを要望する。	内閣府「第5次男女共同参画基本計画」においても、国の審議会等委員等に占める女性の割合についての成果目標が設定されており、修正はいたしません。 また、審議会の人選のあり方については、今後も検討してまいります。		男女平等推進センター
58	53		50「災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進」	災害対策施策を検討する際は、災害時の性被害対策や細かい配慮ができるよう、検討メンバーは男女どちらかが40%を下回らないような構成にすることを要望する。また障害者、高齢者などの意見・要望もくみ取ることを求める。	本区の防災会議における女性割合は現時点で約26%です。また、救援センター運営協議会においても、SDGsの考え方の研修を受けた女性区民が必ず入るように準備を進めております。なお、男女比率だけでなく、社会的弱者に対して配慮した救援センターの運営を目指しております。		防災危機管理課

目標3　すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向（7）　学習・啓発による男女共同参画意識の向上

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
59	54	現状と課題		「男は仕事、女は仕事」という性別役割分担意識に否定的な区民の割合が大幅に増加したからこそ、今の社会が男女平等でないということを意識する人が増えたのだと考えている。まずは、性別役割分担を否定することから、今後、あらゆる場面で男女平等が進むことを望んでいる。	今後もあらゆる場面、すべてのライフステージにおいて、性別役割分担意識を解消していく啓発を進めていきます。		男女平等推進センター
60	57	㉑域・職場における男女平等意識の普及・啓発」	48「男女共同参画の啓発事業の推進」	男女平等推進センターの啓発・学習事業の充実のために、担当職員に専門職として正規職員を配置するべきである。また、共催事業において講師料の補助を行い、もっと活発に活動できる環境づくりを要望する。	啓発事業の充実を図るために、今後の検討課題といたします。		男女平等推進センター

プランの積極的な推進

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
61	62	現状と課題		第5次としま男女共同参画推進プランの内容が、確実に実行されることを期待している。そのためには、充分な予算措置がなされることが不可欠であると考える。	第5次としま男女共同参画推進プランの確実な実行を担保するために、所管課に実施状況調査を行っています。また、今後も効果的な予算活用に努めてまいります。		男女平等推進センター
62	63	㉔「エポック10機能の充実」	69「運営委員会との協働の推進」	豊島区男女平等推進センター（エポック10）の認知度が低い実態がP59のグラフからも分かるが、解決策について言及している項目がない。そこで、事業番号69「運営委員会との協働の推進」の事業の内容に「エポック10の周知・事業の充実を図る」旨の記載を追記することを要望する。エポック10の周知は住民の重点課題であり、エポック10の周知は運営委員会の任務と考えている。	エポック10の周知は運営委員会の任務と考えているため、下記のとおり修正します。 【修正前】区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに、協働を進め、事業の充実を図ります。 【修正後】区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営及び周知に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに、協働を進め、事業の充実を図ります。	○	男女平等推進センター

用語解説

番号	頁	施策	事業	ご意見等の概要	区の考え方	修正有	回答課
63	72	⑨「性の商品化・売買春のないまちづくりの推進」	-	【性の商品化】 「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生みだす土壌になっている。」という記載があるが、そこまで言い切れるのか疑問である。	「用語解説」で説明している「性の商品化」は一般的な概念と認識しています。しかし、「性の商品化」がもたらす影響の記載については、用語の内容や意味を超えるものであるため、下記のとおり修正します。 【修正前】主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生み出す土壌となっている。 【修正後】主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。（削除）	○	男女平等推進センター
64	72		-	【性の商品化】 「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生みだす土壌になっている。」という記載があるが、根拠があるのか。根拠がない場合、記載の削除を要望する。			男女平等推進センター
65	72		-	【性の商品化】 「売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる」と記載があるが、強制的な管理売春等の明らかな人権侵害ではない本人が主体的行う表現まで規制する事態になるのではないか。実際モデルや女性の空想創作作家へ過激なフェミニズム運動家から「性の商品化に加担した」などという攻撃がインターネット上で起こっている。また「性の商品化」への規制は、女性のみで男性に対しては適用されないのか疑問である。			男女平等推進センター
66	72		-	【性の商品化】 「性の商品化」の定義が非常に広範にわたっており、その是非を個別の議論なしに全体で論じることは拙速である。実在する人物の描写物でないマンガ・アニメ・ゲームを含む創作物が対象とされており、広範な「性の商品化」が「女性への暴力を生みだす」ことについての論証に根拠が無く不適当である。施策の方向の考え方についても曖昧な「性の商品化」という言葉では無く、個別の定義に基づいたものに改められるべきであるため、「性の商品化」の定義は削除されるべきである。			男女平等推進センター
67	72		-	【性の商品化】 本用語は、恣意的な観点かつ対象が非常に広範囲に捉えられる可能性があり、人権侵害に当たらないコンテンツや実在しない人物を描いた創作物まで及ぶことになりかねないと考える。また、「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生みだす土壌になっている」とする根拠も乏しい。性の商品化だけを理由に個別での議論もなしに是非を問い、全体に捉えて論じることは拙速であり、本用語の表記は避けるべきと考える。			男女平等推進センター